第803回宮城県教育委員会定例会日程

日 時:平成22年6月16日(水)午後1時30分から

場 所:教育委員会会議室 (県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第802回教育委員会会議録の承認について
- 4 第803回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
- (1) 高等学校等育英奨学資金貸付条例及び高等学校等育英奨学資金貸付条例

施行規則の一部修正を求める請願への対応について

(高校教育課)

- (2)平成23年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について
- (高校教育課)

- 6 専決処分報告
- (1)第327回宮城県議会議案に対する意見について

(総務課)

(2) 平成23年度使用教科用図書採択基準等について

(義務教育課)

7 議 事

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

(高校教育課)

第2号議案 職員の人事について

(教職員課)

8 課長報告等

宮城県総合運動公園(グランディ・21)メインプール水銀灯カバー破損事故について (スポーツ健康課)

9 資 料(配付のみ)

東北歴史博物館特別展

「しごとと道具 いまむかし・大人になったらナニになる・」について

(文化財保護課)

- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉 会 宣 言

第803回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成22年6月16日(水) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長,佐々木委員,小野寺委員,勅使瓦委員,佐竹委員,小林教育長
- 4 説明のため出席した者

菅原教育次長,髙橋教育次長,吉田総務課長,鈴木教育企画室長,菅原福利課長,後藤教職員課長,熊野義務教育課長,菊池特別支援教育室長,氏家高校教育課長,雫石施設整備課長,山内スポーツ健康課長,西條参事兼生涯学習課長,後藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第802回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第803回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について

委 員 長 小野寺委員及び佐竹委員を指名。

本日の議事日程は,配付資料のとおり。

- 8 教育長報告(一般事務報告)
- (1)高等学校等育英奨学資金貸付条例及び高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部修正を求める 請願への対応について

(説明者:教育長)

去る5月31日付で,民主教育をすすめる宮城の会から,高等学校等育英奨学資金貸付条例及び高等学校 等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部修正を求める請願」が提出されたので,その内容及び対応方針につ いて報告申し上げる。

請願の趣旨は、奨学金貸付者決定の際、経済的理由は同じであっても、成績による支給差別があること。 また、保証人を付けることができない家庭では、申請以前の段階で断念していることなど。高校生としての 日常生活がお金の心配なく過ごせるようにするため、条例及び施行規則の修正を求めるものである。

奨学金制度については、奨学金の趣旨及び生徒の学ぶ機会の確保という観点から、運用面での改善に努めているところであり、今後とも現行制度の中で、工夫した対応をしていきたいと考えている。

なお,詳細については,高校教育課長から説明申し上げる。

(説明者:高校教育課長)

それでは、「請願項目」1001及び2,並びに201,2,3についてご覧願いたい。

この中にある条例第1条,第2条,また施行規則の第4条,第9条のいわゆる「貸付対象者に係る学力基準等」の条項の一部修正について,本県の奨学金制度は,「学力・人格的に優れた生徒であって,経済的理由により就学が困難な者に対し貸付をする」という奨学金本来の目的を趣旨としているため,条例及び施行規則の修正は考えていないところである。

ただし,奨学金制度の趣旨から学力基準を設けているが,学力基準については,現在の制度の中でも家計の急変による申請の場合は適用しないほか,生活保護世帯等,特別の事情がある場合には特例基準を適用しているところである。今後もより生徒が利用しやすくなるよう,さらに特例基準の見直しについて検討するなど,弾力的に運用していきたいと考えている。

次に「請願項目」103,条例第6条の「貸付申請時における保証人」に関する条項の一部修正について,本県の奨学金は,国の交付金を原資として運用しており,限られた予算で安定した奨学金の運用を行っていくためには,貸付者の確実な償還が不可欠となることから,貸付者に対しては,償還の重要性を逐次周知しているところである。

平成20年10月から本格的な償還が始まっているが,全ての貸付者から順調に償還が行われている状況とはなっていない。督促を行う際,基本的には貸付者本人・連帯保証人に,文書・電話等で連絡をしているが,どちらにも連絡が付かないケースが多い。このような場合,保証人を介して貸付者本人と連絡を取ることで,償還が行われることとなり,保証人の果たす役割には大きいものがあると考えている。奨学金制度の安定した運用を考えた場合,貸付者の確実な償還が必要となることから,保証人を立てることを削除する条例の修正は考えていないところである。

今回の請願については,このような趣旨で回答したいと考えていることから,ご意見を賜りたくお願い申 し上げる。

(質 疑)

佐々木委員

何かに頑張っているということは,基準として大事なことであると考える。いま,「学力の基準については,柔軟に運用をする。」という説明であったが,例えば「成績で何点以上を要する。」という基準ではなく,別な基準があるということになるのか。あるいは「成績は何点以上を要する。」という基準で行っているのか。そのあたりでの柔軟な対応という部分について,具体的に伺いたい。

高校教育課長

現在の奨学金制度は,まず中学校3年生の段階で予約奨学生という形で,まず一定層がその資格を得るということになっている。この場合,中学2年生段階で基準となる学習成績は3.5以上。ただし,学力特例に該当する者については,成績が3.0以上ということになる。

高校1年生になると,中学校3年時の学習成績で同様に,通常は基準が3.5以上,特例は3.0以上である。高校2年生以上になると,前年度,つまり1年生の段階で在学したときの基準成績を0.5下げて3.0,特例の場合は2.7を基準にしているところであり,そのような形で特例的に,成績の基準を少し下げて適用をしている。そのほか,人物・家計等の状況も含めて総合的に審査を行っているところである。

佐々木委員

奨学金の貸付に当たって,ある程度の基準をおくというのは,基本的に必要なことだと考える。ただ,前年度の点数でもって基準を決めるということであると,例えば運動や芸術の方面で,優れた才能があるとか大きな力を発揮できるという場合に,経済的に厳しい家庭の子どもたちを伸ばすことが難しいのではないかという気がしてしまう。特に高校生ということなので,全教科について均等な成績を取れる子どもたちだけが対象となるのではなく,特定の才能に秀でた子どもたちにも,その道筋をつくっておくということは,これからの時代にとって大事なことであると考える。

今後,柔軟な対応について検討を加える場合には,特例措置,優遇措置という部分に,子どもたちのもつ才能や能力といった多様性の部分を加味した基準をつくってほしいと考える。もちろん,基本となる一定の基準は,その時々の状況に応じて設定することは必要である。

それから,現在のように経済の状況がますます厳しくなる,急激に変化するという時代にあっては,前年度の成績で評価する場合,時代の変化への対応が追いつかないという事態も起きるのではないかと思う。そういったことから,前年度だけを基準とするのではなく,そこにもう一工夫,流動的な部分を加味するということも検討していただきたい。

高校教育課長

申請のあった当該年度の段階で「家計急変があった場合」学力基準は適用しない。」 ということで実施しており、申請を受けてから、各学校でその部分についての検討を 行っているところである。

小野寺委員 :

この請願の趣旨は理解できるものである。公立高校の授業料無償化については、様々な指摘が行われており、確かに問題となる部分はあるかもしれない。しかしながら、子どもたちが安心して勉学に打ち込める、あるいは家庭の教育費負担の軽減につながるという面では、これから色々な効果が出てくると、私自身思っている。高校の現場の声を聞いても、この無償化について非常に期待しているところがある。

ただ,「授業料」の無償化であることから,授業料以外の諸経費までは対象とはならない。文部科学省の調査によると,公立高校の場合,それが62万円程掛かるというデータもあると聞くことから,授業料「以外」の経費が負担になっている家庭がある。そうすると,県として何ができるかとなれば,奨学資金だと思う。いまの説明の中で,「予約奨学生」があると説明されたが,学力と家計でみるうち,学力の場合は基準が3.5であり,特例であれば3.0となるが,中学3年生での3.5はなかなか難しいと考える。ただし,家計急変等の緊急時には適用外とはなるが。だから,就学に対する支援をする場合,私は,県として奨学金の部分を拡充することが重要であると考えている。

というのは,この奨学金を希望する前に,貸付を受けることをあきらめている場合があるのではないかという気がしている。借りたとしても償還の問題があり,借りようにも原資の問題で枠が少ないのではないかという話である。

貸付原資が55億円ぐらいという話もあったと思うが、例えば、貸付の基準を緩和していった場合、運営上難しい問題も出てきたりするのだろうか。学力基準を置いておかないと、奨学金制度の運営の見通しがつかなくなるということなのか。

高校教育課長

学力については、中学校段階で3.5以上が基準であるが、3.0まで弾力的に下げることを行っている。現在は、家計急変に加え、最近の経済状況から予約奨学生だけではなく、高校生になってから奨学金を申請するということが増えている。年間1000人以上の生徒が申請している状況であり、現役生で言うと、17年度から21年度までの累積で4638人となっており、22年度は1144人を想定している。

その方々が順次借りていきながら返済することになるが、例えば、大学に進学すれば、最低4年間は償還を免除して、返済を猶予する。さらに大学院への進学、就職先が見つからなかった場合は5年間の返済猶予があり、人によっては高校卒業後、9年目から償還が始まるほか、最長12年間で償還するルールであることから、猶予期間も含め20年ぐらいの期間で奨学金を返済していくということになる。

平成20年度からは,第1回目の償還が始まった人たちが出てきているが,まだまだ借りるほうの人数が多く,返すほうの人数が少ないという状況である。また,奨学金原資となる国の交付金55億円も,まだ全て交付されていない。毎年平均7億円ほど交付されている状況であるほか,現下の経済状況の悪化から,毎年100人前後,奨学金申請者が増えているということも踏まえながら,今後の運営を考えていかなければならないという状況にある。

小野寺委員

私は、「運営の状況を見ながら拡充をお願いしたい。」ということを従来から言っており、その点は実施してほしい。国公立の自宅通学者で月18000円、自宅外通学者でプラス5000円。決して大きい金額ではないと思うことから、貸付枠の拡充をお願いする。

それと,この奨学金は無利子であるが,それでも,「返済するのが大変だから借りない。」という話も聞こえてくる。あるいは,この請願に対する先ほどの高校教育課長の説明にもあったが保証人の問題も絡んでいるかもしれない。連帯保証人と保証人の2人が必要だという償還状況があるのであれば,その点について,保護者と奨学金の貸与を希望する生徒にも,その部分の説明をきちんと行う必要があると考える。

借りても本当のところ返済できないというのならやむを得ないが,保証人の点で借

りるのをためらうということであれば,理解を求めることも必要である。ただし,正 直なところ,保証人が2人も必要なのかと思うところはある。

佐々木委員

私自身,つい最近,学生時代に借りていた奨学金の返還が終わったばかりで,その経験からいくと,保証人というのはやっぱり必要だと考える。返済猶予期間を設定するとか,あるいは,「経済的に苦しい時期には返済を待ってもらう。」,「まだ勉強している期間は返済が始まらない」というような特例なり,制度的な配慮は必要であるが,贈与ではなくあくまでも貸付であることから,保証人は必要であると考える。

しかしながら,奨学金を必要とする経済状態の人は,その保証人を頼みにくい,あるいは見つかりにくいというのが実態であると思うことから,保証人探しをサポートできる仕組みがあればいいのではないかと考える。

奨学金はあくまでも貸与であり、私自身の経験からすると、ある程度経済的な収入があっても、つい返還を後回しにしてしまう気持ちが、多少とも生じてしまうので、この保証人という制度はやはり必要だと考えるものである。

委 員 長

私も奨学金を借りていた。確か学校の先生になると返還が免除されたという記憶があるが,私の場合,最初に会社を始めたことから,普通に返還を完了し,その後で大学の先生に就いたので,この順番が逆だと返還が免除されたのかという思い出がある。

20世紀と21世紀では,事情が相当違っている。20世紀は,借りた金を後から返すのは割に楽な時代であった。つまり,収入がその後ずっと伸びていく時代であったということである。今後はその部分の保証がなかなか見えない。いまのように物価が上昇していく社会だと,将来,「返済に困る。」という事態がおそらく起きてくる。奨学金を交付するのであれば話は別であるが,貸与ということであり,ある程度しっかりとした基準等をもって運営する部分は必要であろうと感じる。

ただ,先ほどの佐々木委員の話にもあったが,時代の変化に対応できるように運用は可能な限り柔軟にしてほしいと考える。昔であれば,学力基準を置くことで,奨学金をもらうために一生懸命勉強するという効果があったと思うが,いまは少し変わっており,色々な能力を持つ人を育てていくという時代になってきている,その部分の仕組みをどうするか考えつつ,柔軟な運用をお願いしたい。

私自身,借りたときはとても有り難いものであったので,そのことを何かの形で今後とも生かしていきたいと思っている。しかしながら,いまの時代,学校を卒業しても就職ができないという人が多い状況だと,なかなか厳しい問題であると思う。もう一段階,抜本的なところで検討しなければならない部分がある気もしている。ただ,そのための制度が別な動きをしているところもあることから,その点を総合的に判断して,柔軟な運用を行ってほしい。

(2) 平成23年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者:教育長)

「平成23年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」説明申し上げる。資料は3ページ及び4ページとなる。3ページの「平成23年度県立中学校入学者選抜方針」については,資料のとおりであり,内容としては従来と変わっていない。

続いて4ページの「平成23年度県立中学校入学者選抜概要」について,まず,[1]の「募集」については,資料のとおり,仙台二華中学校及び古川黎明中学校ともに,男女80名の募集となっている。通学区域は,両校とも宮城県全域としている。

次に,[2]の「出願の手続」である。1「出願」については,県立中学校は1校に限り出願することができることとしている。また,公立高校の出願の手続きに準じて,仙台市立仙台青陵中等教育学校と県立中学校の併願はできないこととしている。3「県外からの出願」については,資料のとおり,住所の異動によるものと,その他のやむを得ない理由によるものと,場合を分けて対応を行う。

[3]「適性検査」の1「検査場」については、特に仙台二華中学校への出願者数が多くなることが予想されるので、近隣の県立高校を使用することも検討している。2「検査の方法」については、平成22年度入学者選抜と同様に、総合問題、作文、集団面接を実施するものである。

- [4]「選抜方法」については、資料のとおり、志願者を総合的に判断し選抜を行うものである。
- [5]「選抜に関する日程」については、欠員補充による合格者の意思確認を2月9日まで行うこととし、期間の延長を行った。年度末の時期の急な一家転住に伴う入学辞退にも、事務手続上、対応できるようにしたいというものである。その他の日程は、資料のとおりとなる。

以上のとおり報告申し上げる。

(質 疑)

小野寺委員

去年との変更点はどこになるのか。

高校教育課長

教育長からの説明にもあったが、[5]番の「欠員補充による合格者の意思確認」 において、意思確認の期間が変更点となっている。

それ以外では,文言整理となる。[2]3「県外からの出願」の(1)ア・イがそれぞれ独立していたものを,(1)の中に入れて整理した。内容は変わっていない。

小野寺委員

この中高一貫校は、仙台二華中・高が開校して県内で公立2校になったところだが、保護者の関心は非常に高い。私自身これまでも、この中高一貫校を県が設置・運営する意義なり目的について申し上げてきたが、この資料の選抜方針をはじめとして、適切な検討や改善を加えていき、公立にふさわしい中高一貫校になることを県民が望んでいるし、期待もしていると考えている。

そうしたなかで,今年,二華中に入学してきた生徒の実態,つまり通塾の状況や家庭の経済状況などを,おそらく把握していることと思うが,小学校4年生ぐらいからこの二華中入学のため塾へ通い特別の備えをしなくても,いわゆる普通の子ども,平均的な所得水準の家庭の子ども,さまざまな力や可能性を持っている子どもが入学できるということが,公立校としては望ましいと思っている。

そういう点を踏まえて、この選抜方針を見ると、去年と変わっているところがない。この総合問題については批判もでており、いわゆる「総合問題」という名の「学力検査」ではないかという指摘もある。ただ、色々全国を見てみると、中高一貫校のうち7割から8割がこれを実施しているようで、他に方法がないのかとか、その中身が問題であるのかなと思ってもいる。

この総合問題について、実施してみてどのように評価しているのか。

教育 長

併設型中高一貫校の中学校入学については、学力検査ができないということが大前提であるので、そのことを踏まえた適性検査、あるいはその中での総合問題という考え方で実施している。色々な批判はあるが、常により良い問題を作成していくよう、継続的に検討していきたい。来年度に向けても、これからさらに検討を加えていきたいと考えている。

小野寺委員

今回の総合問題の一部を見たが,教科書内容からの出題である。そういう意味では, これまでどおりの宮城県におけるオーソドックスな出題であったと思うが,その点に ついてはどうなのか。

教 育 長

小学校の教育課程をベースにした総合問題であることから,適切に教科書の内容を 把握していれば,回答ができる問題になるよう心掛けている。

小野寺委員

ひねりのない問題を出題するということは、基本であり理解できる。

それから,この総合問題は公表されていると思うが,適性検査としてほかに,作文と面接があり,出願時に小学校の調査書を提出するが,これらの合否における配分比率は公表しているのか。例えば,総合問題で合否の50%を見ているといったものは公表していたりするのか。

高校教育課長

受験にあたり、児童・保護者に渡している「募集要項」の中に、出願に当たっての

留意点や,適性検査それぞれのポイントを記載しているが,その配分比率については 示していないところである。

小野寺委員高校教育課長

合否の点数配分には,小学校の調査書も入るということになるのか。

5年生・6年生時の各教科の評定内容,3段階で「1,2,3」の評定があるが, それを活用しているところである。

委 員 長

中高一貫校をどのようにしていくかという,かなり基本的な話を含んだ大きな課題となるものである。教育委員会として,より詳細な議論を別な機会に設けるなどして, じっくり行わなければならないと考えられる。

小野寺委員

選抜方針に関連して,もう1つだけ伺いたい。2月に配付された「県立中学校入学者選抜結果について」を見て,考えさせられたことがある。

その中で地区別の選抜結果を見ると、二華中の場合は、定員80人のうち仙台市内 出身の合格者が55人、仙台教育事務所管内を入れると69人となり、全体の約86%となる。黎明中の場合は、北部教育事務所管内の合格者が74人で、全体の約92%になる。両校合わせて、大河原、石巻、登米、気仙沼・本吉の合格者は6人で、県外合格者の5人とほとんど変わらない。もちろん全体の受験者数にもよるし、中学生が自宅から離れた学校に通学することは、色々と課題があるのだろうと思う。

ただ, 二華中や黎明中から離れたところに住む子どもたちにとっては, 入りたくても門戸が非常に狭くなっており, 地域的に見たときに不均衡, 不公平でないかという見方もでてくる。

中高一貫校というのは,ゆとりをもった6年間の教育ができる。高校受験のための時間をとる必要がないから,かなり可能性のある教育ができると思っている。そうした場合,この二華中・黎明中は,進学型の中高一貫校になっているが,もっと地域に足場を置いた,地域にこだわった「中高一貫教育」をできないかと思ったりする。例えば,中学は義務教育ではあるが,「ものづくり」にこだわった中高一貫教育があってもいいのではないかと考えたりするものである。

そのような中高一貫校としての特性に加え,将来的に子どもの数が減少していくという見込みも踏まえて,地域的に不均衡であるという意見に対して,この数年先には応えていかなければならない,あるいは見定めていかなければならないと考えるが如何か。

教 育 長

中高一貫教育のあり方については,小野寺委員のご意見のとおり,どこに力点を置くかということで,様々なバリエーションがあり得ると考えている。今後,本県における中高一貫教育は,現在の県立2校だけとし,これ以上の設置はしないのか,あるいは将来的に,数を増やしていくことにするのかについては,まだ明確な方針を立てていないところである。いずれにしても,現在の県立2校という状況について,その成果等を見極めた上で将来的な方針を,十分に時間を掛けて検討していくべきものと考えている。

9 専決処分報告

(1)第327回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者:教育長)

「第327回宮城県議会議案に対する意見について」報告申し上げる。資料は1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により,平成22年6月9日付で知事から意見を求められたので,教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により,平成22年6月14日付で専決処分し,異議のない旨回答したものである。議案の概要について,3ページをご覧願いたい。議第94号議案は,育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に

伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議第98号議案は,県立高等学校将来構想審議会が,高校教育改革に係る各種施策の成果や課題について 検証するため,所要の改正を行おうとするものである。

議第99号議案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議第101号議案は,古川工業高等学校内の防球ネットのはみ出しによる負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について,地方自治法の定めるところにより,議会の議決を受けようとするものである。

以上のとおり報告申し上げる。

(質疑なし)

(2) 平成23年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者:教育長)

「平成23年度使用教科用図書採択基準等について」報告申し上げる。資料は4ページから7ページとなり,それに加えて,別冊の資料が2冊となる。

本年度は,平成23年度に小学校で使用する教科用図書,及び平成23年度に特別支援学校の小中学部及び小中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書,絵本や図鑑等の採択の年になっている。

採択にあたっては,先般4月28日に,県教科用図書選定審議会に対し諮問したところであり,この諮問に対する審議の結果として,資料5ページのとおり,審議会委員長から6月3日に答申を得た。資料6,7ページにある「平成23年度使用教科用図書採択基準」は,平成23年度に小学校及び特別支援学校等で使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。また,別冊資料の「平成23年度使用教科用図書採択選定資料 小学校用」と「特別支援学校・特別支援学級用」は,具体的に教科用図書を選定する際の参考とするための資料で,それぞれの図書の特徴等についてまとめたものとなっている。

この答申に基づき採択基準等を決定し,教科用図書採択基準及び別冊の教科用図書選定資料を市町村教育委員会及び採択地区協議会,県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校に対し6月8日付で通知するとともに,公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお,本報告の資料については,教科書採択事務の透明度を上げるため,県政情報センターでの公表資料となっており,併せてご承知願いたい。

以上のとおり報告申し上げる。

(質 疑)

小野寺委員

資料には、採択基準について大きく記載されているが、これを読んでもなかなか理解が難しい。前回の採択基準と比べて、特に変わったところや採択基準の中で特に強調したいところとかあるのか。

義務教育課長

採択基準については前回と同じである。項目的には同じであるが、教科書の内容について、先般、新聞等でも報道されているが、ページ数の増加、見やすさへの配慮、教科書にも書き込めるといったことなど、様々な相違点がある。

小 野 寺 委 員 義務教育課長 基準自体については、前回から変更はないということになるのか。

そのとおりである。

小野寺委員

いまの採択の流れというのは,どのようなシステムになっているのか。私自身,昔 のことなので,教育現場での状況を忘れてしまっているが,各地区にある採択協議会 に対して,県ではどのような指導や助言を行っているのか伺いたい。

義務教育課長

県としては,この基準を市町村教委に示し,各地区別の採択協議会が開催されることになる。その採択を行う際には,協議会の要請に応じて,県としての指導なり助言を行うこととなる。

小野寺委員義務教育課長

県としては,基準の提示を行うことが,基本的な役割であるということになるか。 そのとおりである。

小 野 寺 委 員 ¦ 各地区の採択協議会の自主選択ということになるのは当然のことと考える。いまの 義務教育課長の説明にもあったが、来年の小学校の教科書は「脱ゆとり路線」とのこ とで、ある報道では、教科書のページ数が4割増えたとか、本当にこの内容の教科書 を先生が使いこなせるのかという声もあるという。各地区の教科書採択では,専門性 のある「教員」の声というのは,反映されているのだろうか。

義務教育課長

採択協議会には,専門委員を置いており,現場の教員の声が十分反映されるような 仕組みになっているところである。

小野寺委員

ぜひそのようにお願いしたい。

勅 使 瓦 委 員

相当数の出版会社が刊行する教科書の選定を行っているが,本県の場合,特定の出 版会社の教科書採択が非常に多いと思う。選定資料の中には、色々な出版会社の教科 書が記載されているが 特定の出版社が多くなる理由のようなことについて伺いたい。

義務教育課長

いまこの場に、教科書全部を持ってくることはできなかったが、小学校の社会3・ 4年生の教科書を持ってきている。このうち,ある出版会社では,教科書に仙台市内 の定禅寺通りの写真が掲載されていたり、「仙台のまち」や「宮城県内のまち」の様 子が直接掲載されていることなどから、現場の先生にとっては、そのような教科書が |使いやすいという認識をしているのではないかと推察される。

10 議

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第2号議案 職員の人事について

委

第1号議案及び第2号議案については,非開示情報が含まれていることから,審議 については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って)この審議について秘密会とする旨決定。 秘密会での審議は、次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

第1号及び第2号議案までの会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

11 課長報告等

宮城県総合運動公園(グランディ・21)メインプール水銀灯カバー破損事故について (説明:スポーツ健康課長)

「宮城県総合運動公園(グランディ・21)メインプール水銀灯カバー破損事故について」説明申し上げ る。資料の1ページをご覧願いたい。

1「発生状況等」について, すでに新聞等で報道されているが, 去る5月16日, グランディ・21総合 プールのメインプールにおいて,水銀灯のカバー1個が破損する事故が発生した。当日,メインプールは4 大学の公認記録会が開催されており,大会が終了し,学生等が後片付けをしていたときに,天井に設置して ある強化ガラス製の水銀灯カバー1個が破損し,粒状の破片がプールサイドに落下したものである。その際, 破片の跳ね返りやガラスの破片を踏むなどして、10名の学生が手足等を負傷したものである。

2「事故後の対応」について,まず,学生10名の怪我はすり傷など,全員軽傷であったため,消毒や絆 創膏を貼って措置を行った。そのうち3名は、念のため塩竃市内の病院にタクシーで搬送し、診察を受けて もらった結果,ガラスの破片等が身体に残っていないことが確認されたので,当該学生たちは,当日中に帰 宅したところである。

また,総合プールには,破損した水銀灯と同種の水銀灯がメインプールに119個,サブプールに40個, 合計159個があることから,事故の翌日,目視による緊急点検を行った。その結果,ひびや亀裂等の異常 は認められなかった。次に,ガラスの破損原因の調査については,破損したガラスを水銀灯のメーカーが持 ち帰り,第三者機関である財団法人日本文化用品安全試験所に調査を依頼したところである。さらに「安全 対策」として、総合プールの他の水銀灯159個についても、万一、同様の事象が発生した場合にガラスが 落下しないよう,強化ガラス面の下にポリカーボネート製の板などを設置する対応を行った。

総合プールはその間,メインプール,サブプール共に臨時休館措置としていたが,5月21日に安全対策が完了したことから,翌日の5月22日から使用を再開したものである。

続いて,6月2日に確認した「原因調査の結果」については,破損したガラスの中に,異物である硫化ニッケルの存在が認められたものである。その大きさは直径約0.06ミリメートルの黄褐色の微粒子である。今回の強化ガラスの破損は,ガラスの原料や溶融時の燃料などに混在していた不純物を由来とする異物が,熱エネルギーを蓄えることによって膨張し,ガラスと異物の間にクラックが発生したことによる自然破壊と推定されたものである。

今回のように,ガラス内部の硫化ニッケルの体積が膨張し,自然破壊につながる事象は極めてまれなケースである。また,強化ガラスそのものは,破損した場合,粒状になるという特性を有しているが,先ほど申し上げたとおり,グランディ・21のメインプール及びサブプールでは安全対策を施し,同種の事象に対し万全を期しているところある。

以上のとおり報告申し上げる。

(質 疑)

佐 竹 委 員

色々な安全対策をすでに実施しているということであるが,点検の基準,点検を行う期間の基準といったものはあるのか。例えば,安全対策は1年に一度行うとか,どのような内容の点検を行うのかといった基準は決められているのか。

スポーツ健康課長

点検の基準について,建築基準法に定める垂下物には,当該法律による定めがあり,落下防止の状態,腐食の状況,取り付け部分のひび割れなどについての点検が必要とされている。しかしながら,今回の場合は,垂下物である「照明器具」の落下防止のために設置している強化ガラスが割れたという事案である。通常,ガラス面の一つ一つは,せいぜい目視により,ひびや割れなどがあるかどうかを点検するということで,法定の点検が求められるものではないと理解している。

小 野 寺 委 員 スポーツ健康課長

この水銀灯は,プールの天井にだけ使用されるものなのか。

水銀灯は野球場など様々な施設で使用されており、たまたま当該プールにも水銀灯が使用されていたということである。汎用性のある基本的な水銀灯である。

小野寺委員

他施設でも相当数使用されている水銀灯ということで,点検については,適切に行われていたと考えられる。ただ,利用する県民にとって不安はあると思うが,その点の安全性に問題はないことについて,報道はされているのか。

スポーツ健康課長

点検の結果や原因調査の結果は、マスコミに情報提供しており、新聞に掲載されるなど、不特定多数への周知が図られ、施設の安全性を確認してもらったと理解している。今回の事象は極めて稀なことである。ガラス自体は15年経過したものであるが、メーカーの見解では、「通常、ガラスに経年変化はない。」ということである。製造工程では、必ず燃料を燃やしてガラスの鉱物を溶かすが、そのときの燃料に含まれていた硫黄と、鉱物に入っているニッケルが、不純物の硫化ニッケルとして、たまたまガラスの中に混入していたことが原因と推察されたものである。現在のガラス製品の品質管理は、一定の時間、一定の熱を加えた部屋に入れておくと、そのような不純物が混入していた場合、自己崩壊するとのことで、そうならない製品を市場に出荷するとのことである。このような品質検査は、15年前には確立されていなかったということである。とで、数万分の1か、数十万分の1の確率の事象が発生したということである。

勅使瓦委員

10数年前に製造されて設置してあるということで,事象の発生した本県を含めて全国においては,製造メーカーとして何らかの対応は示されているのか。

スポーツ健康課長

県としてもその点については、製造者責任法の中で、「隠れた瑕疵」を問えるかどうかを検討中である。今後、メーカー側と協議したいと考えているが、同法律では、「10年を経過すると瑕疵の責任を問えない。」という規定であり、民法上も隠れた瑕疵があったとしても、瑕疵担保は10年等と契約に明記されていればそれに従うと

¦ いうことである。 1 5 年も経過しているため , その責任の所在を求めるのは , なかな , か難しいと考えているところである。

12 次期教育委員会の日程について

委員 長 次回の定例会は7月15日(木)午後1時30分から開会する。

13 閉 会 午後2時55分

平成22年7月15日

署名委員

署名委員